

代表的アナログ規制の点検について

デジタル庁に設置するデジタル臨時行政調査会において、全省庁的に代表的なアナログ規制である7項目(※)に該当するアナログ行為を求める場合があると解される法律等の点検が行われました。

(※)目視規制、実地監査規制、定期検査・点検規制、常駐・専任規制、対面講習規制、書面掲示規制、往訪閲覧縦覧規制

今般、デジタル技術等の活用等が許容されているかどうか不明確なものがあったことから、趣旨の明確化を行うために、該当する通知を掲載いたします。

【実地監査規制】

○実地監査規制とは、人が現場に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、書類・建物等を確認することによって判定することを求めている規制

○phase の考え方は、以下のとおり

phase1: ①法令等において特定の者が現場で確認等することを課しているもの、及び②情報収集の遠隔化が許容されているかが民間の視点から不明確なもの(解釈上許容されていないものも含む)

phase2: 情報収集の遠隔化が許容されているもの(情報収集を踏まえたリスク評価は人による分析・評価を要する)

phase3: 上記 phase2に加えて、AI 等の進捗を勘案し、リスク評価、情報整理、違法性・安全性等の特定が AI 等による全部又は一部可能であるもの

対象通知名		規制等の内容概要	見直し後 phase	備考	所管課	公表日
「がん診療連携拠点病院等の整備について」(令和8年7月30日付け厚生労働省健康・生活衛生局長通知)	Iの2の(2)の②	国立がん研究センターによるがん診療等に関する情報収集のための拠点病院等への実地調査	2	がん診療等に関する情報収集が適切に行われる限り、Web会議ツール等のデジタル技術を活用することも可能。	健康・生活衛生局 がん・疾病対策課	令和8年8月
	VIIの3の(4)	厚生労働大臣が各拠点病院等における指定要件の充足状況に関して疑義が生じた場合に都道府県等に対し求めることができる実地調査等の実態調査	2	実態調査が適切に行われる限り、Web会議ツール等のデジタル技術を活用することも可能。		

(ご参考)アナログ規制見直しの取組(デジタル庁ウェブサイト)

<https://www.digital.go.jp/policies/digital-extraordinary-administrative-research-committee>